

関西圏国家戦略特区の取組成果(京都関係)

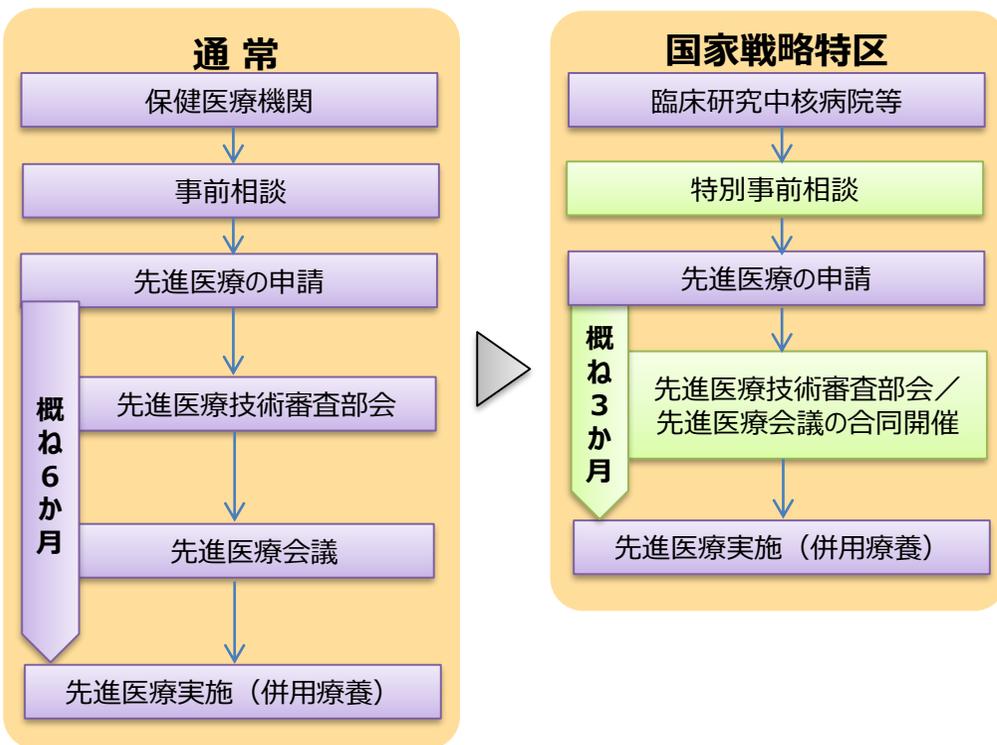
保険外併用療養に関する特例

アメリカ、イギリス、フランス、ドイツ、カナダ、オーストラリアで承認を受けている、日本では未承認又は適応外の医薬品等を対象に、保険外併用療養(※)に関する特例が認められ、スピーディーな先進医療の提供が可能となる。京都大学医学部附属病院において、咽喉頭癌の患者に対する経口的ロボット(ダヴィンチ)手術法が先進医療Bとして認定済。(27.1.15 先進医療会議)

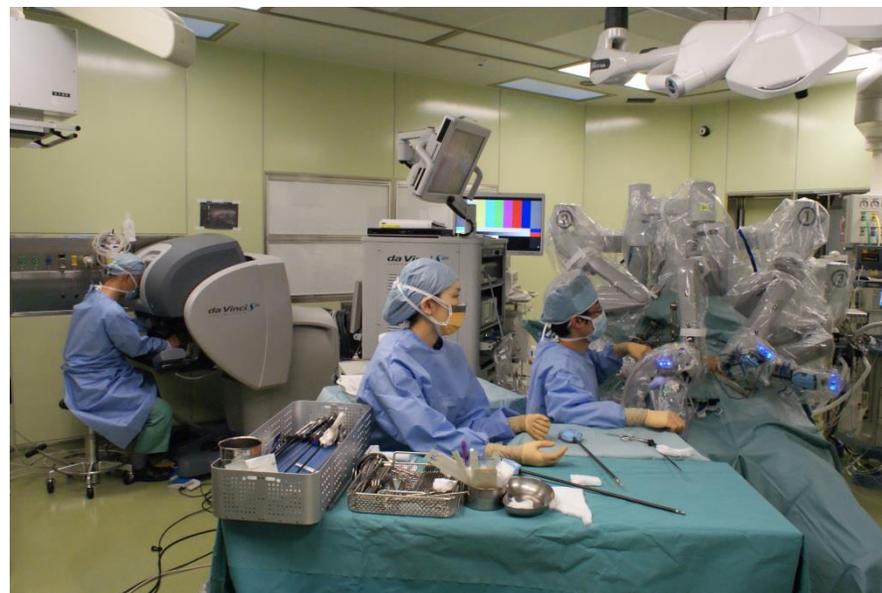
京都大学医学部附属病院
H26.9.30認定

国家戦略特区で適用される先進医療評価の仕組み

【6か月の審査が3か月に(「特別事前相談」の導入でさらに短縮)】



(※) 保険診療と保険外診療の併用は原則禁止されており、自由診療として整理されるため医療費全額が患者の自己負担となる。保険外診療が先進医療等として厚生労働大臣に認定されると、保険診療との併用が認められ、保険診療部分が保険給付されることとなる。



スピーディーな先進医療の提供が可能に